

我が国の家計における教育費負担

—現状と支援策—

伊藤りさ

目次

はじめに

I 教育費負担の現状

- 1 初等中等教育段階
- 2 高等教育段階
- 3 家計の教育費負担

II 家計支援の方策

- 1 初等中等教育段階における教育費負担
- 2 高等教育における学費援助制度
- 3 諸外国の制度

III 公財政との関わり—むすびに代えて—

はじめに

我が国で急速に進行する少子化の一つの要因として、若い世代が子育てに対して様々な負担感を持っていると指摘されることが多いが、その負担感の中には、時間的・精神的なものの他、金銭的なものも少なくない。『第12回出生動向基本調査』では、予定子ども数（実際に持つつもりの子どもの数）が理想子ども数（夫婦にとっての理想的な子どもの数）を下回る要因として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という理由を挙げる人が、34歳以下の若い世代で7割を超えるという結果も出ている⁽¹⁾。また、総務省が

まとめた『少子化対策に関する政策評価書—新エンゼルプランを対象として—』（平成16年7月）⁽²⁾においても、子育てや教育に伴う経済的負担が繰り返し指摘されている。

しかし、子育て費用については、子どもの数が少ないからこそ一人の子どもに多くのお金をかけるようになる、という逆方向の関係も考えられるため、子育て費用に対する負担感が少子化の原因であるとは一概に言えない。子育て費用のうちでも多くを占めるのが教育費だが、少子化と教育費負担の因果関係は「実証が極めて難しい」と指摘する専門家もいる⁽³⁾。

ただ、教育費が少子化の主要因であるかどうかという問題は別にしても、教育費を含む子育て費用が家計を圧迫していると感じている家庭が少なくないことも事実である。長引く不況により家計収入が減少する中、家計における教育費負担の問題は雑誌などでも繰り返し取り上げられている⁽⁴⁾。それだけ国民の関心が教育費や子育て費用に向いているということであろう。

そこで、本稿では、家計における教育費負担の問題を取り上げ、現状と、それに対してどのような方策が講じられているのかを紹介することで、この問題を考える上での一助としたい。

(1) 国立社会保障・人口問題研究所『第12回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査の結果』「予定子ども数が理想子ども数を下回る理由」（平成14年）。ちなみに、同調査の第11回（平成9年）では、「子どもの教育にお金がかかるから」「一般的に子どもを育てるのにお金がかかるから」という選択肢であり、34歳以下の回答の割合の平均はそれぞれ約48%、約60%となっている。

(2) 総務省ウェブサイト< http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040720_3_h_01.pdf >で閲覧可。

(3) 小林雅之「学費負担と高等教育機会」『IDE 現代の高等教育』454, 2003.11, p.13.

(4) 例えば、2002年以降、教育専門誌以外の一般誌に掲載された教育費に関する記事には以下のようなものがある。「怒れ！親たち 教育費に押し潰される（第1弾～第4弾）」『Yomiuri Weekly』2813, 2002.5.19, 2815, 2002.6.2, 2818, 2002.6.16, 2819, 2002.6.23；「家計 教育費の最新試算—公立私立別12パターン。格差5000万円」『AERA』15(49), 2002.11.18；「家計見直し計画 教育費を見直そう」『週刊朝日』4568（臨時増刊），2003.7.1；「7年間で『学費』はこんなに変わった」『サンデー毎日』4574, 2003.8.17-24；「『貧乏クジ世代』のマナー革命」『THE21』21(2), 2004.2；「学力と学歴」『プレジデント』42(9), 2004.5.17

I 教育費負担の現状

1 初等中等教育段階

本節では、初等中等教育段階の学校教育及び学校外教育に係る費用の現状を紹介する。なお、本稿における「初等中等教育段階」とは、原則として小・中・高校（全日制）を指す。

(1) 学校教育費

まず、学校教育に係る費用に関して、日本国憲法第26条には「義務教育は、これを無償とする」と規定されている。また、学校教育法第6条では「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない」とする。教育基本法第4条には「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない」とある⁽⁵⁾。

しかし、学校教育費には授業料以外にも様々な費用が含まれている。公立の小中学校に通学している場合の授業料以外の学校教育費には、修学旅行・遠足・見学費やPTA会費、学用品・実験実習材料費、通学用品費といった費用があり、国立であれば制服費や通学費等も必要となる。この他、給食が実施されている場合は学校給食費が徴収される。私立学校に通学する児童であれば、これらの費用に授業料や寄付金などが加わることになる。

『平成14年度 子どもの学習費調査報告書』⁽⁶⁾によれば、公立小学校の学校教育費は年間に平均5万3,448円、公立中学校では12万9,082円である。私立小学校は対象生徒数が少ないせいか調査の対象外となっており（私立小学校に通う生徒

は全体の0.98%）、数値が判明しないが、私立中学校に要する学校教育費は年間92万9,242円で、公立中学校に通学する生徒に比べ、約7倍の学校教育費用が必要となる。国公立でも授業料が徴収される高校段階になると、公立学校でも年間で平均33万9,444円、私立学校では78万5,786円の学校教育費がかかる。

私立学校教育に関しては、公立学校が「量的にほぼ完全に普及している現状のなかで、私立学校を選択することは、いわば“ぜいたく”な行為」⁽⁷⁾という意見もあるが、私立学校法公布（昭和24年）以降の私立学校は、公立学校と同等の「公の性質を持つ」（教育基本法第6条）教育機関であり、それぞれの建学の精神と自主性に基づく独自の教育をおこなうことで、国民の多様な教育要求や学校選択の自由を保障する役割の一端を担っていると言える。現在でも私学助成によって保護者の経済的な負担の軽減が図られてはいるが、私立学校の授業料について「税金で公教育費を負担しているのに、少なくとも義務教育の私立学校で授業料を負担するのは二重負担である」⁽⁸⁾とする指摘もある。私立義務教育学校の授業料徴収は、義務教育無償制とも絡んでなかなか難しい問題ではあるが、偏に経済的な事情から教育を受ける者の権利が不当に狭められることのないよう、私立学校選択に係る家計の経済的負担に対しても、今後、さらに充実した制度的保障をおこなっていくことが必要になってくるだろう。

(2) 学校外教育費

次に、学校外教育にはどの程度費用がかかるのだろうか。学校外教育費は、学習塾、家庭教師、学用品代などに係る費用（補助学習費）と、スポーツ・ピアノ・英会話など、いわゆる「お稽古ごと」等に係る費用（その他の学校外活動費、以下「学校外活動費」）とに分けられる。この費用は公私立・学年によって差があるが、補助学習費の最も高いのは公立中学校3年生で30万

(5) ただし、義務教育無償制については、憲法解釈にも絡む議論がある。本稿では紙幅の制約上、この点については割愛するが、以下の文献等を参照されたい。永井憲一「義務教育の無償制をめぐる論議」『法律時報』59(11), 1987.10, pp.104-107; 中村睦男「教育を受ける権利と義務教育の無償」『教育判例百選（第三版）』（別冊ジュリスト 第118号), 1992.7, pp.16-17; 成嶋隆「教育基本法 第四条 義務教育」『基本法コンメンタール 教育関係法』（別冊法学セミナー 115号), 1992.10, pp.36-38.

(6) 『平成14年度 子どもの学習費調査報告書』文部科学省, 2004.

(7) 新井隆一「教育を受ける権利と教育費」『季刊教育法』4, 1972.6, p.142.

(8) 永井輝雄「私立学校の授業料徴収は二重負担ではないか」『教職研修』25(9), 1997.5, p.36.

1,284円である。公立中学校3年生の補助学習費が突出して高い⁽⁹⁾のは、高校受験を控え、学校での授業以外の学習に力を入れるためであろう。学校外活動費は小学生と私立中学校で比較的金額が高く、最高額は公立小学校3年生の13万3,834円である。

公立学校ではなく私立学校を、また、塾・家庭教師といった学校外での補助学習を、選択する親子はいつの時代にも存在する⁽¹⁰⁾。それは、公立学校に対する不信や学力低下への懸念、あるいは学校の授業についていけないといった社会的要因による場合もあり、家庭の教育方針のような個人的要因による場合もあるだろう。公立学校を、それだけで十分に学力をつけることができる、どんなに魅力あふれる素晴らしい学習環境に整えたとしても、私立学校や学校外教育を選ぶ親子がなくなることは、おそらくないと思われる。だが一方で、私立学校教育や学校外教育に要する費用が、家計を圧迫する大きな要因となっていることも事実である。

しかしながら、学校外教育に係る費用に対して何らかの公的補助をおこなうことは現実的には考え難い。ただ、学校外教育（特に補助学習）を受ける理由として「授業の補習」を挙げる保護者が少なくない⁽¹¹⁾ことから、学校外教育は主に学校教育の「補助的役割」を担っていると見ることができる。つまり、この部分については、学校の授業だけで十分な学力を身につけることができる、また、児童生徒全員が学校の授業についていけるような方策を講じることで、ある程度の対応が可能になるのではないかと思われる⁽¹²⁾。

さて、子ども一人の教育費総額は学校教育費と学校外教育費（補助学習費・学校外活動費）を合計したものとなる。平成14年度の学習費総額は、公立小学校6年間で175万3,215円、公立中学校3年間では132万2,012円、私立中学校で369万7,334円、公立高校3年間で158万5,201円、私立高校で308万5,677円となる。つまり、子どもを私立の中学校・高校に進学させた場合、公立学校に通わせるのに比べ、合計で約2.3倍の教育費が必要ということになる。

2 高等教育

初等中等教育段階よりさらに費用を必要とするのが、大学に代表される高等教育段階である（高等教育機関は大学以外にもあるが、本稿では大学に限定する）。学費（授業料、入学金及びその他の学生納付金等）が初等中等教育段階と比較して高くなることはもちろんであるが、大学の場合、自宅外通学生が高校以下の教育段階に比べて増加する⁽¹³⁾ため、自宅外での生活に係る住宅費・光熱費・食費の類も教育に要する費用に含めて考える必要がある。学費・生活費は、国公私立、文理（医）系、自宅／自宅外、大都市／地方、等の条件で大きく異なり、一律に扱うことは難しいので、以下、いくつかのケースごとに現状を整理してみたい。

まず、学費について見てみると、国立大学の授業料・入学金は、平成15年度で授業料が52万800円、入学金が28万2,000円である⁽¹⁴⁾。公立の場合は個々の大学及び地域内の学生か否かで額が異なる⁽¹⁵⁾が、他地域からの入学者の平均額を見ると、平成15年度で授業料51万7,920円、

(9) 公私立で前後の学年を見てみると、公立中学校2年生18万3,290円、公立高校1年生9万6,811円、私立中学校2年生17万4,623円、同3年生18万5,647円、私立高校1年生13万1,964円となっている。

(10) 私立学校に通学する生徒の割合を昭和40年以降10年ごとに見てみると、高校生はここ40年ほど大体30%前後で推移している。中学生では、昭和40～60年は3%前後だが、平成5年は4.7%となり、平成15年には6.2%となっている。通塾率はまとまった調査が少ないのだが、『第8回 東京都子ども基本調査報告書 大都市における児童・生徒の生活・価値観に関する調査報告書』（東京都生活文化局、1999年11月）では、学習塾への通塾率は昭和52年で36.5%、以後3年ごとの調査で36.7%、43.9%、36.4%、39.2%、46.8%、41.1%、平成10年には40.7%と推移している。

(11) 『平成12年度 保護者が負担する教育費調査報告書—アンケート調査—』（東京都教育委員会）によれば、中学生の約半数、高校生の約3割が、補助学習を受けている理由として「授業の補習」を挙げている。

(12) 第24回経済財政諮問会議（平成15年11月21日）の席上で、奥田碩議員（トヨタ自動車㈱取締役会長）が、「帰ってからすぐ塾へ行くという話がある。この塾というものの存在が最近非常に大きくなってきて、こういうものが家計の負担なんかにものすごくかかっている。（中略）私の感じでは、これだけの義務教育の改革をやるのであれば、義務教育だけで塾へ行かなくてもいいという考え方というのはできないのか、あるいは、そういう教育はできないのかどうかということを知りたい。」と発言している。

(13) 国民生活金融公庫総合研究所『平成15年度 家計における教育費負担の実態調査』によれば、自宅外通学者のいる世帯は全体の40.6%を占める。

(14) ただし、平成16年度から国立大学が国立大学法人となったことを受け、今後、授業料・入学金は現在の額を標準額とし、それより1割高い水準を上限に、各大学が定めることになる。

表1 大学生の1ヶ月の生活費（2002年、地域別・実額平均）

費目	東京（注）		全国総合			
	自宅	自宅外	自宅 47.0%	学寮 3.3%	自宅外 49.7%	合計
	仕送り	23,070	106,780	19,320	46,960	93,050
奨学金	7,910	16,010	7,940	34,170	16,680	13,120
アルバイト・定職	32,050	26,010	34,310	22,600	22,980	28,280
その他	900	1,290	1,080	280	1,090	1,060
収入合計	63,930	150,090	62,650	103,910	133,790	99,500
食費	11,790	28,370	10,330	26,350	26,720	19,030
住居費	410	64,130	480	17,250	54,570	28,120
交通費・教養娯楽費	18,470	15,180	17,240	15,750	12,640	14,880
書籍・勉学費	4,000	5,430	3,870	5,050	4,960	4,450
日常費・電話代	12,570	17,960	13,030	15,430	16,470	14,830
その他	12,920	14,230	13,800	20,420	13,540	13,860
支出合計	60,150	145,310	58,740	100,240	128,880	95,180

（注）「東京」は首都圏の学生。出典には「上記の表の『自宅外生』は学寮を除く」とあるが、全国総合以外の学寮生が統計の中でどのような扱いになっているのかは出典に記載がなく、不明。

（出典）全国大学生生活協同組合連合会ウェブサイト「今どきの大学生とその生活は？」< <http://www2.univcoop.or.jp/alacarte/waynow/defl.html> >掲載の表から一部抜粋して作成

入学金が39万7,327円となっている⁽¹⁶⁾。

私立大学ではさらに個々の大学・学部等によって差が大きい。平成15年度の平均は、文科系学部で授業料69万7,870円、入学金26万7,030円、理科系学部でそれぞれ96万1,114円、28万1,142円、医歯系学部で299万8,404円、89万4,999円などとなっている⁽¹⁷⁾。医歯系学部では初年度納入金（入学金と授業料の他、施設費・諸会費等を併せた額）が1,000万円を超える大学も何校もあり⁽¹⁸⁾、そうした一部の大学・学部が全体の平均額を引き上げているにしても、国公立大学に比べて私立大学の学費がかなり割高な印象であることは否めないだろう。

それでは、大学生の生活費用はどの程度必要なのだろうか。全国大学生生活協同組合連合会の「学生の消費生活に関する実態調査」によれば、一ヶ月の平均生活費は表1のようになる。

支出を見ると、自宅外通学では食費や住居費

がかかるため、自宅通学に比べ約2倍の生活費が必要となる。収入の費目では、「仕送り」額が大きい。自宅外通学生は平均して9万3,050円の仕送りを受けており、これは自宅生の約4.8倍の額になる。自宅・自宅外にかかわらず奨学金の月額がかなり低いのは、奨学金を受給している学生としていない学生がいるためであろう。日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）貸与月額は、国公立自宅4万4,000円、国公立自宅外5万円、私立自宅5万3,000円、私立自宅外6万3,000円である。この他、第二種奨学金（有利子貸与）を月額最大10万円受けることができる（第一種・第二種の併用も可能）。

収入総額と支出総額がほぼ同等額であることを考えると、奨学金を月に6万円貸与されたとしても、自宅外通学生が家庭からの仕送りなしで月々の生活を賄うのはかなり難しいと言える（奨学金については第Ⅱ章第2節参照）。子どもを自

(15) 平成16年度の例を見ると、福島県立医科大学医学部の場合、福島県民であれば28万2,000円だが、県外からの入学者は84万6,000円となっている（授業料は地域に関わらず52万800円）。また、奈良県立大学では、入学金が県内で8万8,000円、県外で17万6,000円、授業料は地域に関わらず26万400円である。（『大学受験案内 2005年度用』学習研究社，2004，pp.1350-1352）

(16) 『教育指標の国際比較 平成16年度』文部科学省，2004，p.66。

(17) 「平成15年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」文部科学省ウェブサイト< http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/daigaku/03120401/001.htm >。なお、国公立に関わらず、この他に施設設備費、実験実習費などが加算される。

(18) 前掲注(15)pp.1352-1369。

宅外から大学に通わせるためには、家庭でも、学費等の他にある程度まとまった額的生活費支出を考慮に入れる必要があるということになる。

3 家計の教育費負担

家庭ではこうした教育費負担をどのように感じているのだろうか。先に挙げた『出生動向基本調査』「予定子ども数が理想子ども数を下回る理由」を見ると、第9回調査（昭和62年）には「子どもの教育にお金がかかるから」「一般的に子どもを育てるのにお金がかかるから」を挙げた人が全体でそれぞれ22%、24.3%だったのに対し、第10回（平成4年）には28.1%、30.1%となり、第11回（平成9年）は32.8%、35.6%と、15年間で10ポイント以上も増加している。また、『アンケート調査 子どもの教育費』（東海銀行）の平成12年の結果では、「教育費の負担感」を、「大変負担に感じる」「多少負担に感じる」とした回答がそれぞれ12.4%、52.2%で、6割以上の家庭が教育費を負担に感じている。また、過去の同調査の結果では、昭和60年には「大変負担に感じる」「多少負担に感じる」がそれぞれ8.1%・44.1%だったが、平成6年度では11.4%・

49.0%、平成9年度では12.0%・50.0%となり、負担に感じる人の割合は15年間で約1.2倍に上昇している⁽¹⁹⁾。

それでは、我が国の家庭における教育費負担は、諸外国に比較してそれほど重いものなのか、家計における教育費の割合を比較してみると、表2のようになる。

この表を見ると、確かにヨーロッパ諸国に比べて日本における教育費の家計負担（「教育費の割合」参照）は大きいように思われる。しかし、国ごとの教育事情や政策等によって教育費の公私負担の構造は一様でない⁽²⁰⁾、この表では、公的部門から私的部門への資金移転（公的奨学金や生活費補助など、公財政から学生本人・家計が支払う私費負担部分への補助）がおこなわれた後の割合なのかどうかも明瞭でない。また、公財政の教育費負担の前提となる租税負担率も考慮に入れる必要がある。例えば、家計消費における教育費の割合が0.21%と非常に低いスウェーデンの租税負担率は54.4%である（日本は23.2%）。フィンランド・デンマークなど北欧諸国は概して家計における教育費の割合が低い、租税負担率はそれぞれ49.4%・69.0%となっている。

もちろん、ドイツのように、教育費の割合も

表2 各国の家計消費における教育費の割合（2001年）

国名（通貨・単位）	教育費	家計消費全体	教育費の割合（%）	（参考）租税負担率*（%）（2000年）
オーストラリア（AU\$・100万）（2000年）	9,379.0	402,685.0	2.33	45.5
デンマーク（DM クローネ・100万）	4,758.0	615,373.0	0.77	69.0
フィンランド（ユーロ・100万）	309.0	64,867.0	0.48	49.4
フランス（ユーロ・100万）	4,930.0	797,584.0	0.62	39.8
ドイツ（ユーロ・100万）	8,420.0	1,191,300.0	0.71	31.2
日本（円・10億）	6,179.7	280,049.6	2.21	23.2
韓国（ウォン・10億）	15,425.4	320,350.9	4.82	29.3
スウェーデン（SW クローネ・100万）	2,194.0	1,037,011.0	0.21	54.4
イギリス（£・100万）	10,012.0	631,010.0	1.59	41.1
アメリカ合衆国（\$・10億）	174.9	6,987.0	2.50	26.2（1997年）

（出典）National Accounts of OECD Countries. 2003 により作成

*この項目は「OECD 諸国の国民負担率」財務省ウェブサイト< <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/238.htm> >による。

(19) 塩田洋恵「社会変化にともなう教育費負担—高等教育費を中心に—」『家政経済学論叢』38, 2002.5, p.42.
 (20) 石井光夫「諸外国にみる家計と教育」『教育と情報』361, 1988.6, pp.42-46; W.K. カミングス「教育費国際比較の盲点—日英米における公教育の理論と実際」W.K. カミングス・結城忠編『日本の教育 第3巻 岐路に立つ教育行財政』教育開発研究所, 1990, pp.239-270.

低いが租税負担率も比較的低い国もある一方で、オーストラリアのように、教育費の割合も租税負担率も日本より高いという国もあり、家計の教育費負担と租税負担率には必ずしも相関関係があるわけではなく、この二つを無条件で関連づけるべきではない。しかし、家計における教育費負担を論じる際、教育費に直結する数値だけを見て比較するだけでは十分でないということにもなる。

とはいえ、教育支出の公私負担割合を国際比較した場合、日本・オーストラリア・アメリカ・韓国は私費負担の割合が相当高いことは既に指摘されている⁽²¹⁾(第Ⅲ章参照)。そうしたことも考慮に入れれば、我が国の家庭が教育費を負担に感じるのは無理からぬこととも言えようか。

Ⅱ 家計支援の方策

1 初等中等教育段階における教育費負担

本章では、家計に対してどのような教育費支援がおこなわれているのか、どのような支援策が考えられるのかを紹介する。学校外教育に要する費用も家計の教育費負担を考える際には無視できないが、学校外での教育活動にどれだけ支出するかは個々の家庭の教育方針等に拠るところでもあり、その部分に対して何らかの公的支援をするということも現状では考えにくい。以下は学校教育費用に対する支援が中心となる。なお、子育てに関する公的手当・補助には児童手当や税制上の扶養控除などが含まれるが、本稿では、教育費支援を目的とした補助施策に対象を限定する。

(1) 学校教育費に対する公的補助

初等中等教育段階でおこなわれる支援は、経済的な理由から就学が困難な児童生徒への援助が中心である。家計においては、学校教育であれ学校外教育であれ、おしなべて「教育費」として認識されるが、公的支援制度がカバーする

のは学校教育の範疇に限定され、学校外教育に要する費用は、家計が自助努力で確保する必要がある。

初等中等教育段階における金銭面での直接的な支援には、生活保護制度の教育扶助と低所得家庭に対する就学援助制度がある(いずれも義務教育就学中のみ)。生活保護制度の教育扶助は、基準額(月額小学校2,150円、中学校4,180円)の他、教材費・学校給食費・学級費などのうち、世帯の状況に応じて必要な実費の合計額が支給される。就学援助制度は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、経済的理由によって就学困難な小・中学校に在学する児童生徒の保護者に対して、学用品費・校外活動費・学校給食費・医療費などを支給するものである。支給対象は、保護者が生活保護を受けている者(要保護児童・生徒)及びそれに準ずる程度に生活困難と認められた者(準要保護児童・生徒)であるが、認定基準は市町村によって異なる。就学援助を受けている児童生徒はここ5年間増加の傾向にあり、平成14年度は要保護・準要保護をあわせて、公立小中学生の約10.8%にあたる約115万1,000人が就学援助を受けている。しかし、国からの補助金はほぼ横ばいの状態が続いており、地方の負担が増えているのが現状である⁽²²⁾。

これらの補助の対象はいずれも低所得家庭に限られており、子育てしている家庭が誰でも受けられるというものではない。また、補助の期間は義務教育就学中であり、高校就学に係る補助は受けられない。高校進学率がほぼ100%に達している現在(平成15年度の高校進学率は97.3%)、経済的な理由から高校進学が難しい生徒に対して、より手厚い公的補助制度が必要とされるのではないだろうか⁽²³⁾。生活保護を受けている家庭が、高校進学のため生活保護費の一部を学資保険として積み立てた貯蓄を、「近時のようにほとんどの者が高等学校に進学する状況にあつては、自立更正のためには高等学校に進学することが有用であると考えられる」「被保護世帯において、子弟の高等学校修学のため

(21) 『図表で見る教育 OECD インディケータ (2003年版)』経済開発協力機構, 2003, pp.208-218.

(22) 『朝日新聞』2003.9.23.

(23) 日本育英会でおこなっていた高校生に対する奨学金貸与は、平成16年度入学者までは日本学生支援機構に引き継がれたが、平成17年度入学者からは各都道府県に移管される。平成16年度の貸与月額は、国公立自宅通学で1万8,000円、私立自宅通学で3万円である。自宅外通学の場合はそれぞれ5,000円ずつ上乗せされる。

の費用を蓄える努力をすることを一概に否定することはできない」とした最高裁判断もあり⁽²⁴⁾、半ば義務教育化しつつある高校進学に対する援助策を、今後より一層充実させていくことが望まれるだろう⁽²⁵⁾。

この他、多くの自治体では、私立学校保護者負担軽減事業として、所得に応じて補助をおこなう制度を設けている。補助対象や学校種別は都道府県によって異なるが、最近の財政事情悪化の煽りを受けて、規模を縮小するところも見受けられる⁽²⁶⁾。

(2) 授業料以外の学校教育費の負担区分

教育費の家計負担軽減策を講じる際に考慮すべき点として、まず、第I章でも触れた授業料以外の学校教育費支出を圧縮削減することはできないか、ということがある。授業料以外の学校教育費には、制服代や学用品・実験実習材料費、修学旅行・遠足・見学費などが含まれるが、こうした物品・経費は果たして適正な価格で提供されているのかどうかについて、以前にも増して厳しい目が向けられるようになってきている。学校教育で使用する物品やサービスには教育的配慮が必要な場合もあり、一概に低価格を追求することはできないが、契約方式や前例踏襲の見直しなどによって値下げが実現した例もある⁽²⁷⁾。社会一般に厳しい経済状況が続く中、学校会計事務にも適切な経営努力が求められるだろう。

また、教材費等の私費負担（いわゆる「学校徴収金」）は、特に義務教育段階を中心に、従来から問題が指摘されている⁽²⁸⁾。学校教育法第5条に定める設置者負担の原則により、国公立学校の経費は公費負担が原則である。私費負担はできる限り減少させるとというのが、特に義務教育学校の基本原則であり、本来であれば完全無償が望ましい⁽²⁹⁾が、現状では教育に関す

るすべての費用を公費で賄うというのは現実的に不可能である⁽³⁰⁾。また、教育に含まれる私的利益の面を考慮して「教育には公費だけでなく私費で負担されてしかるべきところもある」⁽³¹⁾とする見解もあり、現在の私費負担は主に「受益者負担」の考え方に拠っている。例えば、東京都の「義務教育費学校運営費基準」では、個人負担の範囲に属するものとして「①通常家庭にある品物（中略）で、学校における学習指導上特に必要な場合は、個人の所有物として学校に持参し得るもの（例：学習ノート、鉛筆、運動着など）、②家庭にない品物で（中略）そのもの、又はその利益が個人に還元されるもの（例：実習材料費及び活動費、給食費、遠足、修学旅行等の旅費的経費）」を挙げている。しかし、この公費・私費の負担区分は依然曖昧な部分があり、本来であれば公費負担であると考えられる物品費まで私費負担とされている場合が少なくない。例えば、授業で教科書に準じて用いられる教材など、現在多くの学校で私費負担とされている物品も、本当に私費負担とされるべき物であるのかどうか、再検討をおこなう余地があるだろう。

このように、学校教育費の家計負担に関しては、公費負担を原則とした上で、望ましい公費・私費の負担区分を各自治体が明確にし、さらに、個々の物品が教育活動に不可欠なものであるのか、また、それらが適切な価格で提供されているのか等、効率的・合理的な学校運営をおこなうことで、ある程度の負担の見直しが可能になるのではなかろうか。

2 高等教育における学費援助制度

(1) 学費援助制度

高等教育段階における教育費支援策としては、奨学金制度、学費減免措置などがあるが、

(24) 杉原則彦「時の判例 最三小判平成16.3.16」『ジュリスト』1273, 2004.8.1-15, pp.170.

(25) ちなみに、英米独仏をはじめとする欧米諸国は、国公立の後期中等教育学校（主に日本の高校レベルにあたる）の授業料は徴収しないところが多い。

(26) 所得制限の基準を引き上げるなどした自治体が多い。『大阪読売新聞』2003.7.18；『読売新聞』2004.8.27.

(27) 「教育費に潰される！第2弾 公立でもこんなに高い修学旅行費、制服代の怪」『Yomiuri Weekly』2815, 2002.6.2.

(28) 新井 前掲注(7)pp.138-144; 小川正人「戦後の教育費政策の展開と論理」『教育財政の政策と法制度—教育財政入門—』エイデル研究所, 1996, pp.11-36.

(29) 白石裕「義務教育諸学校における公費負担と私費負担の区別をどう考えるか」『教職研修』25(9), 1997.5, p.33.

(30) 「国が保護者の教科書等の費用の負担についても、これをできるだけ軽減するよう配慮、努力することは望ましいところであるが、それは、国の財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき事柄」最高裁昭和39年2月26日大法院判決

(31) 前掲注(29)。

現在、我が国で中心となっている施策は、独立行政法人日本学生支援機構⁽³²⁾（以下、「日本学生支援機構」）に代表される貸与奨学金制度である⁽³³⁾。

(i) 貸与奨学金制度

我が国の奨学金制度の実態について、文部省（当時）が平成11年度におこなった調査（日本学生支援機構発足以前の調査のため、以下、この調査に基づく記述では「日本育英会」とする）によれば⁽³⁴⁾、大学生を対象に育英奨学事業をおこなっている団体は、日本育英会のほか1,845団体あるが、対象者数・年間奨学金支給総額のいずれも、日本育英会以外の事業規模は育英奨学事業全体の20%を下回っている（対象者数17.8%、総額12.7%）。

また、給・貸与別奨学生数は若干給与の方が多（給与46.5%、貸与43.8%）ものの、支給総額では給与は貸与の約半分（給与185億7,000万円、貸与368億8,000万円）に過ぎない。つまり、給与の場合は貸与に比べて支給額が格段に少ないということである。さらに、この調査では調査対象が大学院・大学・専門学校など6種別に互るが、調査結果では学校種別ごとの給与・貸与の割合が示されていないため、大学生を対象とした育英奨学事業でどの程度給与奨学金が支給されているのかが明確でない。いずれにしろ、平成11年度時点で奨学金を受給していた大学生は全体で44万人に上るが、そのうちの圧倒的大多数は貸与奨学金を支給されていたと言える。

我が国の奨学金制度が先進諸国に比して非常に見劣りするということは、従来から指摘されている問題である⁽³⁵⁾。その理由としては主に、貸与中心であること、必要とされる学生納付金に対して奨学金支給額が少ないこと、が挙げら

れている。先進諸国の動向として、奨学金が給与から貸与の方向に進みつつあるのは事実であり、各国の財政状況から見ても貸与奨学金が増加するのは止むを得ないが⁽³⁶⁾、こうした傾向に加え、日本に特徴的な理由として「受益者負担」の考えが根底にあるからではないかと指摘されている⁽³⁷⁾。しかしながら、受益者負担の原則にもしばしば疑問が呈されており、さらに、日本最大の奨学金事業主体である日本学生支援機構に貸与奨学金制度しかないということに対しては、「学生は、卒業後莫大な借金を背負う」⁽³⁸⁾「学生たちに数百万円の借金を背負わせて社会に送り出す」⁽³⁹⁾といった批判がある。

一方、日本学生支援機構設立以前に出された報告「新たな学生支援機関の在り方について」（新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議、平成14年12月12日）では、「奨学金事業実施の基本的考え方」として「教育の機会均等の確保と18歳以上自立型社会の確立」を挙げ、「学生に対して自己責任と自立意識の確立を促すためにも、自分の責任において奨学金を借りて返すということを学生が認識する」ことを求めている。慶應義塾大学では類似の趣旨で平成9年から「奨学融資制度（利子給付奨学金制度付き学費ローン）」をおこなっている。これは、慶應義塾が保証人となって学生本人が金融機関から直接学費の融資を受ける制度である。同様の制度を設けている国際基督教大学の場合、「（学生は一引用者注）自分の責任でローンを組むことになりまして、みだりに授業を欠席しなくなったり、自分が受けている授業は、自分が支払っている対価に見合っていないといったように、学生からかなり厳しい要求が出てくるように」⁽⁴⁰⁾なった

(32) 平成16年4月、日本育英会等5団体の事業を整理・統合して発足。

(33) この他、家庭における教育費捻出の自助努力として各種教育ローンなどの利用があるが、これは奨学金や学費減免などでカバーし切れない分の教育費を補うための自衛手段と考えた方がよく、積極的な支援策とは言い難いことから、紙幅の都合もあり、本稿では割愛する。

(34) 以下、この調査に関しては高等教育局学生課「平成11年度育英奨学事業に関する実態調査結果の概要」『大学と学生』442, 2001.10, pp.54-63を参照。

(35) 喜多村和之「ユニバーサル時代の学生援助と奨学事業」『大学と学生』442, 2001.10, p.9; 小林雅之「世界と比べてみる 高授業料で低奨学金の日本」『リクルートカレッジマネジメント』116, 2002.9, p.27.

(36) 小林雅之「育英奨学事業について—教育費負担と高等教育機会の観点から—」『大学と学生』442, 2001.10, p.14.

(37) 喜多村 前掲注(35)pp.7-11; 光本滋「債務者としての『自立』を強いる奨学制度改革」『世界』714, 2003.6, pp.33-36など

(38) 喜多村 前掲注(35)p.9.

(39) 光本 前掲注(37)p.36. なお、「莫大な借金」「数百万円の借金」という表現は決して誇張ではなく、仮に、自宅外から私立大学に通う学生が、日本学生支援機構で申し込める最大限の貸与額を4年間受給するとすれば、卒業時には実に800万円近い借金を負うことになる。これは極端な例だが、いずれにしても百万単位の借金は、20歳代前半の若者にとって少ない額でないのは確かであろう。

(40) 「座談会 今望まれる奨学金制度とは」『大学時報』289, 2003.3, pp.17-18.

という。確かに、教育コストに対する学生自身の意識を高めるといふ点では、学生自身が返還する貸与奨学金はある程度資するところがあるようにも思われる。特に、支給対象が限定される各大学独自の制度であれば、学生のニーズに合わせた様々なタイプの奨学金制度を工夫することで学生にアピールするとともに、学生の学ぶ意識を高めていくことも可能になるだろう。

ところで、少子化の観点から見て興味深いデータに、アメリカの民間奨学金団体による調査⁽⁴¹⁾がある。この調査では、調査対象となった貸与奨学金受給者のうち、14%が「貸与奨学金返還が理由で結婚を遅らせた」、21%が「貸与奨学金返還が理由で子どもを持つのが遅くなった」と回答しているのである⁽⁴²⁾。もとより、この調査では貸与奨学金非受給者との比較はおこなわれていないし、さらに、アメリカと日本とは奨学金受給率に格段の差があり、一概に我が国の現状に当てはめることはできない。ただし、各種奨学金制度が非常に発達しているアメリカにおいて、貸与奨学金が学生の卒業後の生活に与える影響を図る視座の一つとして、このような調査項目が設定されているということには注目しておくべきではなかろうか。

(ii) 学費減免措置・給与奨学金制度

我が国の奨学金制度が貸与中心である一方で、実質的には給与奨学金として機能しているとされるのが学費減免措置である（大学独自の給与奨学金は、学費減免制度と同質であると言える）。

国立大学であれば、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、(1)学業優秀と認められる場合、(2)休学、死亡、風水害等やむを得ない事情があると認められる場合、のいずれかであれば、申請・審査を経て学費減免が認められる。

私立大学の場合は、学校ごとに多様な学費減免制度がある。経済的な理由による減免措置はもちろんであるが、最近では長引く経済不況と少子化による学生数減少の中、優秀な学生を確保するため、成績優秀者に対する様々な特待生制度が導入されている。例えば、早稲田大学では

今年度、入試の成績上位者に4年間の授業料を全額免除する制度を創設した。ある雑誌の調査⁽⁴³⁾では、入試選考型の給与奨学金制度を設けている大学は主要私立大学だけでも41校あり、授業料全額免除という制度も少なくない。多くの場合給与期間は初年度のみだが、成績審査により継続も可能とするところが多いようである。

(iii) 新たな学費支援制度構築の必要性

給与奨学金を含めた学費減免制度と貸与奨学金を組み合わせれば、かなり多様なニーズに応えられる学費支援制度が可能となろう。学費減免制度が主に優秀な学生に対するメリットベースで運営されていることを考慮すれば、貸与奨学金制度は経済的必要性に応じたニードベースを重視した制度設計にすることも考えられてよい。現在、奨学金制度の多くは採用基準に経済的必要性（ニードベース）と学業成績（メリットベース）を併用しているが、いずれか一方に特化するなどして、奨学金の採用基準を多様化させることも今後検討の対象とすべきだろう。

奨学金制度・学費減免措置そのものは、高等教育の機会均等の社会的要請や、後述する「誰が学費を負担するのか」という点とも併せ、今後とも一層拡充していく必要がある。しかし、その方向性や内容については、従来の制度設計に必ずしもとらわれることなく、個々の奨学金事業主体の目的と学生のニーズに応じて、多様なタイプの奨学金事業を展開していく余地があるだろう。日本学生支援機構とその他の奨学金事業主体とがそれぞれ補完しあうような形で、様々なニーズに対応する奨学金制度・学費減免制度を、全体として構築していくことが望まれる。

(2) 私立大学への機関補助

我が国では現在、大学生の8割が私立大学に学び、その学生の多くは国立大学の学生に比して多額の授業料を払っている。高い学費を払って私立大学に通う学生が、国立大学に通う学生より劣った環境で貧しい教育を受けることのな

(41) Dr. Sandy Baum and Marie O'Malley, *College on Credit: How Borrowers Perceive their Education Debt Results of the 2002 National Student Loan Survey*. 2003. < http://www.nelliemae.com/library/nasls_2002.pdf >

(42) *ibid.* p.27.

(43) 「大不況下の知られざる大学選び 今から間に合う給付奨学金のすべて」『サンデー毎日』4602, 2004.2.1, pp.106-109.

いよう、個人補助の拡充とは別に、機関補助の適正な在り方についても再考する余地があるように思われる。私立大学に対する機関補助の問題は第I部第6章「少子化と私学経営の課題」で述べるので、ここでは本稿の論旨に関連する事項についてのみ触れる。

大学の学費は、特に私立大学において頭打ちの状態にある。これ以上の学費値上げは限界にきているというのは私学関係者の共通の認識であるといつてよい。とはいえ、大学を存続させる以上、教育・研究の質を維持向上させるためにも施設設備のレベルアップを怠ることはできず、そのためにもある程度の収入を確保する必要がある。医歯学系大学を除く私立大学法人の収入の内訳は、ここ10年ほど、学生生徒等納付金75～79%、寄付金2～3%、補助金8.5～13%といった比率で推移している⁽⁴⁴⁾(補助金の割合がやや増加傾向にある)。

現在、国立大学と私立大学に関する予算額は、平成16年度予算でそれぞれ1兆3,110億円(国立大学法人運営費交付金及び施設整備費)、3,263億円であり、私立大学に対する国庫補助は国立大学に投入される予算の約4分の1となっている。一方、平成15年度の在学者数(学部、昼間部のみ)は国立大学が約44万5,000人、私立大学が186万3,000人で、国立大学の学生数は私立大学の大体4分の1程度となり、比率はちょうど逆転する。国立大学が平成16年度から独立法人化したことを受け、私立大学関係者の中には、「独立法人化後の国立大学と私立大学では、法人という意味では同じ地平に立つわけですから、その意味で平等な競争がなされる条件が必要です。(中略)公平な競争を行う条件をつくるという視点からも、私立大学の施設や運営への機関補助は、以前よりも一層、その根拠と必要性を増したのではないのでしょうか⁽⁴⁵⁾」という意見もある。

一方で、私学助成に対しては「ムダ」「ばらまき」といった批判も聞かれる⁽⁴⁶⁾。近年、酒田短期大学や立志館大学、東北文化学園大学な

ど私立大学の経営破綻が続出したため、私学補助金交付に対しても風当たりが厳しくなってきた。清水孝悦・文部科学省高等教育局主任大学改革官が述べる如く、今後の私学助成には「広く一律に補助を行ったり、困難な状態にある私学を救済するという側面は後退し、優れた教育研究を重点的に支援するという性格を一層強めていく⁽⁴⁷⁾」ことが求められるだろう。

3 諸外国の制度

(1) 学費負担の考え方

(i) 授業料の有無

高等教育に係る費用を、高等教育機関に在籍する個人からは徴収せず、租税として社会全体で負担する、という考え方がある。ヨーロッパに伝統的な高等教育無償制である。

OECD加盟国のうち、ヨーロッパ諸国では授業料を徴収しない国が依然として多い⁽⁴⁸⁾。しかし、イギリスは1998年から授業料を導入(保護者の年収による減免措置あり)、ドイツは長期在学者等からの授業料徴収を開始・決定しており(州によって異なる)、ベルギー・フランス・スイスも登録料を徴収するなど、高等教育のマス化・ユニバーサル化が進行する中、無償制から授業料徴収へ、ヨーロッパでも高等教育財政政策は大きな方向転換を迫られていると言えよう。

(ii) 高授業料・高奨学金政策

アメリカ私立大学の授業料システムの特性として、相当に高い授業料を設定するが、大学独自の給与奨学金制度も大変充実しており、実際の支払額は大幅にディスカウントされるため、額面の授業料と実際に支払う授業料の乖離が大きいことが夙に指摘されている⁽⁴⁹⁾。「取れる者から取り、取れない者へまわす」という、私的負担の再分配とも言える制度である。この政策

(44) 『今日の私学財政 大学・短期大学編 平成15年度版』日本私立学校振興・共済事業団財務相談支援センター、p.15; 『同平成10年度版』p.29.

(45) 前掲注(40)p.31.

(46) 「あの乱脈経営私学にそれでも支払われる巨額補助金のムダ」『サンデー毎日』4497, 2002.4.7, pp.202-204; 島野清志『『危ない大学にも三億円』文科省私学補助金のズサン』『財界展望』48(6), 2004.6, pp.39-40.

(47) 清水孝悦「私学助成の現状と課題」『IDE 現代の高等教育』433, 2001.10-11, p.36.

(48) 「授業料(OECD加盟国)」『諸外国の高等教育』(教育調査第131集)文部科学省, 2004年, p.241. この表にある30ヶ国のうち、授業料を徴収しないとするのはベルギー(フラマン語圏)、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルク、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、の12ヶ国。

の有効性や公平性・効率性についてはアメリカでも激しい議論があるが⁽⁵⁰⁾、背景には公財政の悪化と市場化への移行現象があり⁽⁵¹⁾、高授業料・高奨学金政策はアメリカのみならず世界的にも広がる傾向を見せている。

高奨学金政策をとるためには、それだけの奨学金を可能とする独自の資産・基金が個々の大学に保有されていることが前提となる。アメリカでは寄附行為に対する税制上の優遇措置が日本に比べて手厚く、奨学金基金のための寄附を集めやすい構造になっている⁽⁵²⁾。また、大学には資金確保の専門部署があり、個人や企業から寄附を集める活動を活発におこなっているという⁽⁵³⁾。

(iii) 年収とリンクした高等教育費用後払い制
オーストラリアでは、卒業後の年収とリンクした高等教育費用後払い制度 (Higher Education Contribution System, HECS)⁽⁵⁴⁾が1989年から導入されている。制度の概要は次のとおりである⁽⁵⁵⁾。

(a) 学生は卒業後の所得に応じて高等教育費用の負担金額を後払いする (負担金額は、フルタイム・コース費用の約23%だが、分担率は

コースによって異なる)。全部または一部 (500AU\$以上) の前納も可能で、その場合25%割引になる。

(b) 卒業後の支払額は本人の所得によって変動し、最低所得水準以下の者は負担を免除される (2003-04年の場合、最低所得水準はAU\$25,348 [約171万円])。支払額は年収によって所得の3~6%の7段階に分かれる (年収がAU\$25,348~26,731は3%、AU\$26,732~28,805は3.5%など)。

(c) 卒業後の支払は税システムを通じておこなう。そのため、入学時に納税者番号を登録する義務がある。

負担額は科目の領域によって3区分されている⁽⁵⁶⁾。この区分は、コース運営に係る費用、将来的に予想される所得格差、コースの需要、に基づいて設定された⁽⁵⁷⁾。2004年の分担額は以下のとおりで、各個人の負担額は選択した単位数によって決まる⁽⁵⁸⁾。1997年と比較してもわかるとおり、負担額は年々引き上げられる傾向にある。

この制度の利点としては、入学時・在学中の学費負担が不要であること (所得が低くても進学

区分	コース領域	2004年 (AU\$)	(参考) 1997年
1	アーツ、人文科学、社会・行動科学、教育学、映像・舞台芸術学、看護学、司法、法学	3,768 (約25万5,000円)	3,300
2	数学、コンピュータ、健康科学、農業・再生可能資源学、建築環境・建築学、自然科学、工学・加工処理、経営管理、ビジネス・経済学	5,367 (約36万円)	4,700
3	法律、医学、基礎医学、歯科技工、歯科学、獣医学	6,283 (約42万4,000円)	5,500

(49) 小林 前掲注(35)；小林雅之ほか『学生援助制度の日米比較』(文教協会平成13年度研究助成報告書) 東京大学大学総合教育研究センター、2002年。< <http://www.he.u-tokyo.ac.jp/bunkyo.html> >

(50) 小林ほか『学生援助制度の日米比較』前掲注(49)pp.35-74参照。

(51) 低授業料政策では大幅な公的援助が前提とされるため、公財政を圧迫するとともに、高等教育に進学しない層に対して公費を高等教育に投入することの正当性を明確に説明する必要がある。それに対し、高授業料・高奨学金政策は教育費の負担を公から私へと移行させる政策であるといえる (小林 前掲注(35)p.27)。

(52) 岩田陽子「アメリカのNPO 税制」『レファレンス』644, 2004.9, pp.30-42；石村耕治『日米の公益法人課税法の構造』成文堂、1992年, pp.60-71；跡田直澄ほか「非営利セクターと寄付税制」『フィナンシャル・レビュー』65, 2002.10, pp.74-92、参照。

(53) 前掲注(40)p.26-27；丸山文裕「Disorder is a good order: 経済好況下でのアメリカ高等教育」『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計—』(文部科学省科学研究費補助金最終報告書 研究代表者：矢野眞和) 2001年, pp.502-503,507。

(54) 文献により、「高等教育費用負担制度」「高等教育財政貢献制度」「高等教育拠出金制度」等、訳語は様々である。制度導入の経緯等は以下の文献等を参照されたい。出相泰裕「オーストラリア高等教育財政の現状」『IDE 現代の高等教育』392, 1997.11, pp.68-76；矢野眞和「オーストラリアのHECS (高等教育拠出金制度)」『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計—』前掲注(53)pp.509-521；杉本和弘『戦後オーストラリアの高等教育改革研究』東信堂、2003年, pp.243-246。

(55) 矢野 前掲注(54)p.514；HECSの公式ウェブサイト< <http://www.hecs.gov.au/> >、参照。

(56) 制度発足当初は領域に関わらず一律の負担額だったが、1997年以降領域別の格差が導入された。

(57) 杉本 前掲注(54)p.276。

(58) 例えば、2004年に経済学コースに入学し、初年度に8単位 (経済学5単位、アーツ3単位) を選択したとすると、負担額は「5/8×AU\$5,367 (区分2) + 3/8×AU\$3,768 (区分1) =AU\$4,767 (約32万円)」となる。
< http://www.hecs.gov.au/pubs/hecs2004/2.htm#2_1 >

の機会が阻まれない)、また、税システムを通じて卒業後の所得の把握と支払をおこなうので、債務不履行が回避されること(また、一定以下の所得の場合、負担は免除される)が挙げられている。

卒業後の所得に応じて支払額が決まるという制度は、イギリスでも貸与奨学金の返還に導入されている。年収が£15,000(約290万円)に達するまでは返済は免除され、その後の返済額は年収によって変動する(収入から最低ラインの£15,000を引いた額の9%が返済年額となる)。また、卒業後25年経っても年収が£15,000に達しない場合、その後の返済は免除される⁽⁵⁹⁾。

(2) 我が国への示唆

以上、「誰が高等教育の費用を負担するのか」という観点から、諸外国の方策をいくつか紹介した。高等教育の費用負担に関しては、世界的に見て、公から私へ、社会負担から受益者負担へ、という方向で動いていると言えよう。

諸外国の事例を我が国の現状と比較することは、受益者負担であっても、入学時に多額の費用が必要になるのか、それとも入学時には負担は不要、あるいは若干の負担で済み、ほとんどの費用は卒業後に学生(高等教育の受益者本人)が支弁するのか、という点を考える上で参考になる。また、アメリカのように、寄附などの形で社会からの支援が受けられるか(支援があれば、結果として受益者の負担額は減少する)、という点も我が国における今後の課題となろう。しかしながら、我が国の現状を見ると、私立大学法人の収入は前述のとおり授業料と補助金に依存しており、多様な奨学金政策を展開できるほどの資産・基金の蓄積は進んでいないと言えよう。世界的な潮流や我が国の政策動向から考えて、将来的には我が国でも高授業料・高奨学金政策に進んでいく可能性も考えられるが、それ以前の課題として、高奨学金政策を可能にするだけの環境整備(各大学の経営状態の安定化、収入源の多様化等のみならず、寄附行為に対する税制優遇や、教育減税なども含め)を早急に進める必要があるだろう。

一方、私費負担の中でもさらに「誰」が費用を負担するのか」というところまで考えると、我が国の現状では、厳密には「受益者=学生本人」ではなく、保護者が負担するケースが多いと思われる。仮にHECSと同様の制度が日本に導入されたとしても、割引前払い制度を利用して保護者が学費を負担する、というケースが多くなるのではないかという指摘もある⁽⁶⁰⁾。我が国において、家計を圧迫する大きな要因として捉えられている高等教育費用の問題は、制度整備の面だけでなく、こうした親子関係など意識の面からも考えていかななくてはならないだろう。

III 公財政との関わり—むすびに代えて—

前章において、高等教育の費用負担は公から私へ、社会負担から受益者負担へとシフトしつつある、と述べた。では、高等教育に限らず、教育費全体の公私負担の割合はどのようになっているのだろうか。また、私費負担への移行は公財政支出の減少を意味しているのだろうか。この点に関して、OECDが加盟諸国の公財政の教育費支出についてまとめている⁽⁶¹⁾。

まず、教育支出全体の公私負担割合は、OECD諸国の平均(2000年)が公財政88.4:私費11.6(私費には、公財政からの補助分が含まれている)となっているのに対し、日本は公財政75.2:私費24.8であり、かなり私費負担の割合が高い⁽⁶²⁾。他に私費負担の割合が高い国には韓国(私費負担40.8)、アメリカ(同31.8)、オーストラリア(同24.3)がある(この私費負担からは、塾や家庭教師といった学校外教育に係る費用は除外されている)。私費負担の中には私企業からの寄附なども含まれているので、すべてが家計負担というわけではない。しかし、いずれにしても、我が国では公財政からの教育費支出に対する私費負担の割合がかなり高いことは確かである。

教育支出の公私負担の割合に関して、OECD

(59) *Department for Education and Skills Departmental Report 2004*. p.80 < <http://www.dfes.gov.uk/deptreport2004/uploads/DfES-Annual%20Report.pdf> >

(60) 矢野 前掲注(54)p.519.

(61) 以下、この調査に関しては注(21)前掲書による。なお、高等教育に特化した分析としては、市川昭午「高等教育費の国際比較」『高等教育の変貌と財政』、玉川大学出版部、2000年、pp.53-74. が詳しい。

(62) 前掲注(21)p.216.

は「私費負担による教育支出が増加しても、一般的に実質的な公財政教育支出の減少にはつながっていない（中略）むしろ、公財政支出は、1995～2000年までの比較可能なデータのある OECD 加盟国のほとんどで、私費負担額の推移に関係なく増加している。（中略）このことは、高等教育に対する私費負担額の増加は、公財政支出に代わるものではなく、それを補完するものであることを示している」⁽⁶³⁾と述べる。では、我が国の公財政支出は国際的な水準から見てどの程度なのだろうか。これもまた国によって教育政策の違いや進学率の差などがあり、一概には比較できないことを念頭に置いた上で、OECD 諸国のデータを見てみよう。

国内総生産（GDP）に占める公財政支出（学生への生活費補助、その他の私的部門への公的補助を含む。）割合の OECD 各国平均（2000年）は、全教育段階が5.2、高等教育が1.2、初等・中等及び高等教育以外の中等後教育（以下、「初等教育」）が3.5となっている。我が国はどうかというと、全教育段階が3.6、高等教育が0.5、初等教育が2.7で、どの段階も OECD 加盟国の中で最低である⁽⁶⁴⁾。ただ、第 I 章第3節でも述べたとおり、公財政支出の前提となる租税負担率が国によって大きく違うため、公財政支出を増やせばいいというものでもないのは確かだが、教育費の公私負担の割合を併せて考えると、我が国の場合、教育費支出は私費に大きく依存している面があると言わざるを得ないだろう。

また、公財政支出には私的部門に対する公的

補助が含まれている。私的部門への補助は高等教育が中心となるので、高等教育における公財政支出に占める家計等私的部門への公的補助の割合（2000年）を見てみる。家計・学生への補助は、給与補助・貸与補助を合わせた OECD 各国平均が16.4に対し、日本は6.9である⁽⁶⁵⁾。対 GDP 比は OECD 各国平均0.24に対して日本は0.06で、これも相当低い⁽⁶⁶⁾。

OECD の調査をもとにかなり大雑把な言い方をすれば、日本は諸外国に比べ、教育費支出の多くを私費に依存し、さらに私費負担に対する公的補助は少ない、ということになるだろうか。もとより、国によって教育政策・教育制度は様々であるし、公財政を支える租税制度も異なるから、OECD 各国平均と単純に比較することはあまり意味がないとも言える。それでも、比較によって我が国の教育財政政策の現状と方向性が多少なりとも見えてくるのではないかと思う。

「はじめに」でも述べたように、少子化と家庭における教育費負担の関係は必ずしも明確ではない。しかしながら、少子化の議論をきっかけとして、教育費負担を巡る様々な面にいままで以上の高い関心が寄せられるようになったとは言える。教育費の家計負担の問題を論じることが少子化を緩和する有効な打開策には必ずしもならないにしても、これを機会に、公私を含めた教育費負担の問題を国民的な議論の俎上に載せることも、決して無駄ではないだろう。

（いとう りさ 文教科学技術課）

(63) 同上 p.213.

(64) 同上 p.224.

(65) 内訳は、OECD 各国平均が給与補助11.0、貸与補助6.4。日本は貸与補助が11.1で給与補助の数値は不明。

(66) 前掲注(21)p.234.